

**事業活動における個人データの
越境移転の実態に関する調査について
(概要)**

令和3年6月9日

1. 調査の概要

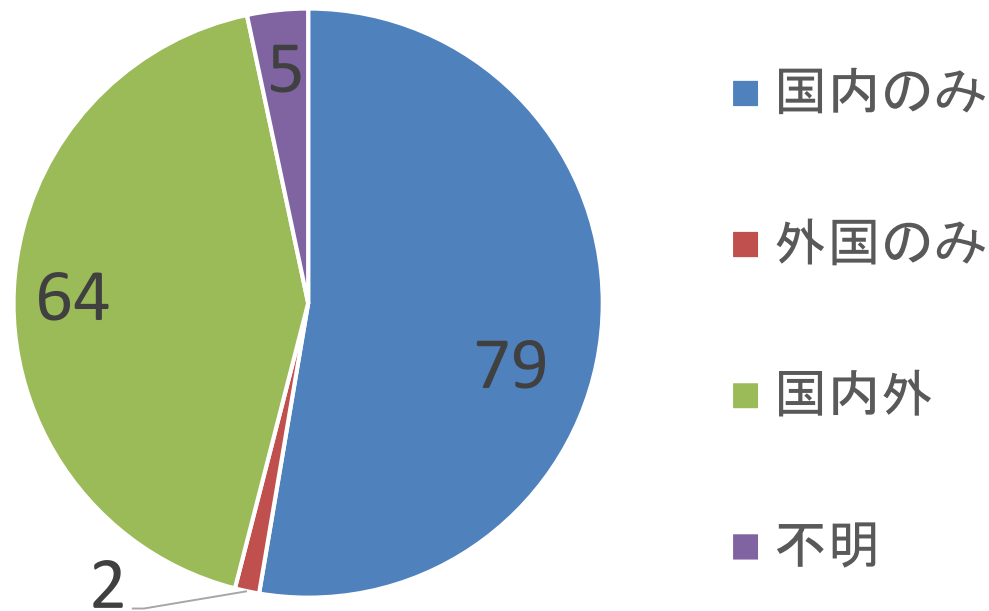
- 令和3年3月23日から、主要業界（金融、通信、信販）については事業所管省庁と共同で、また、その他業界についても経団連、新経連と協力の下、我が国主要企業の海外での個人情報取扱状況等についてアンケート調査を実施。（調査対象者数：1936事業者）
- 全体の回答数は150事業者（回答率7.7%）であり、業種別に大きな偏りは見られなかった。
- なお、調査の前提として、個別企業の回答内容は明らかにしないことで各企業からの協力を得ている。

業種	回答数
a.農林水産業・漁業・食品業	6
b.建設・不動産業	9
c.製造業（食品、医薬品を除く）	56
d.情報通信業	21
e.運輸・卸・小売業	11
f.金融・保険業	20
g.医療・福祉・医薬品業	14
h.その他サービス業	13
計	150

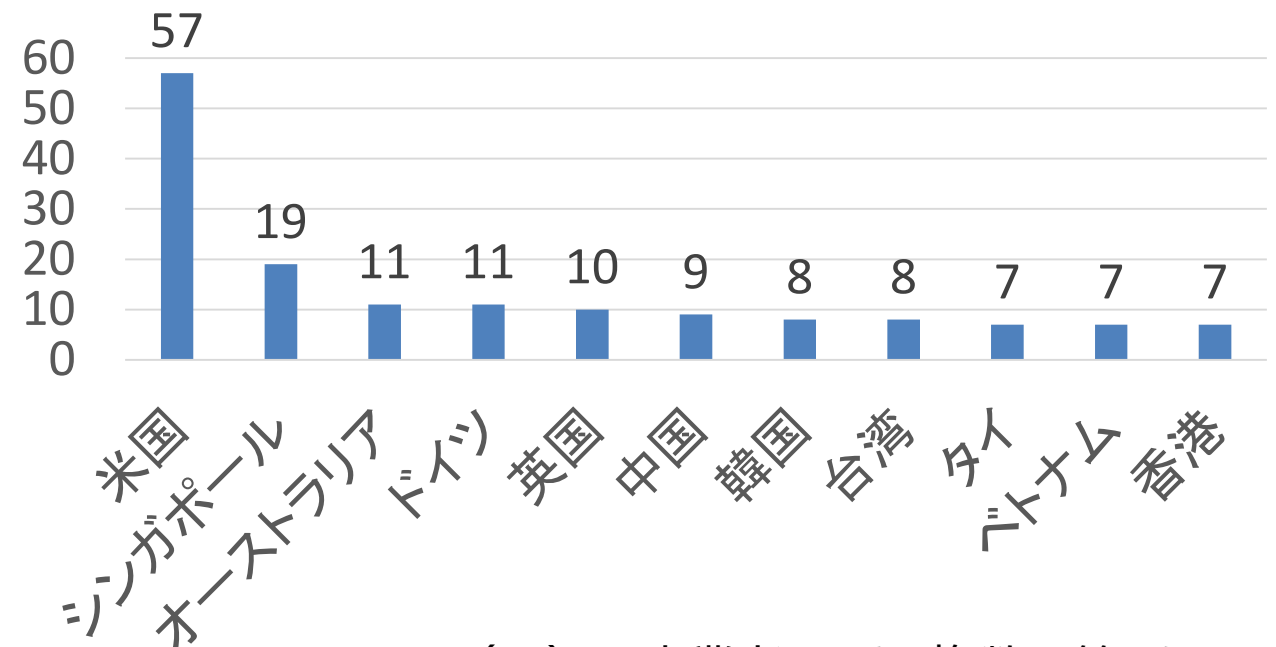
2. 個人データの保管場所

- 国内のみにデータを保管している事業者が半数を超えるが、約44%の事業者はデータを外国にも保管している。
- データの保管先は、米国、シンガポール、オーストラリア、欧州諸国などが多くを占める。

データ保管場所（事業者単位）



保管国・地域（上位11カ国）



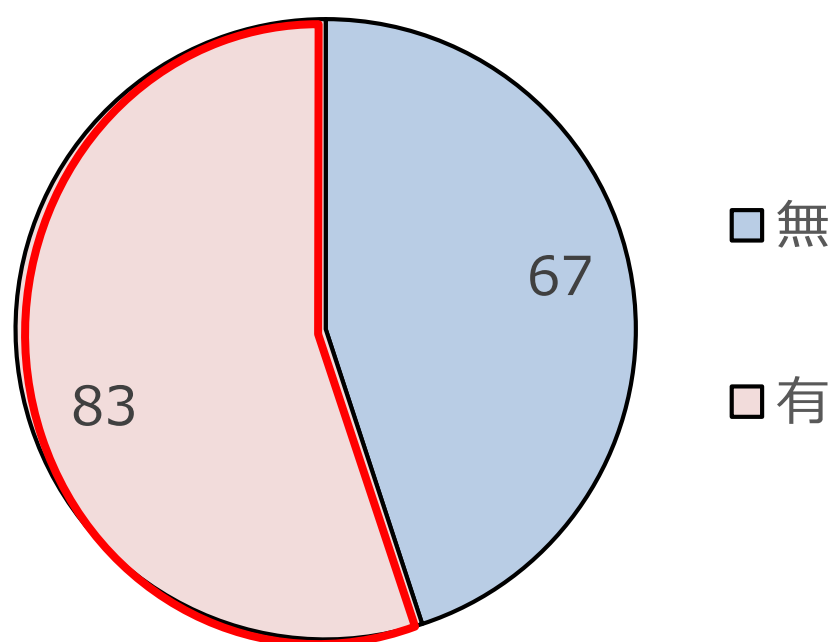
(※) 1事業者につき、複数回答あり

⇒約44%の事業者がデータを外国に保管している。

3. 個人データの越境移転

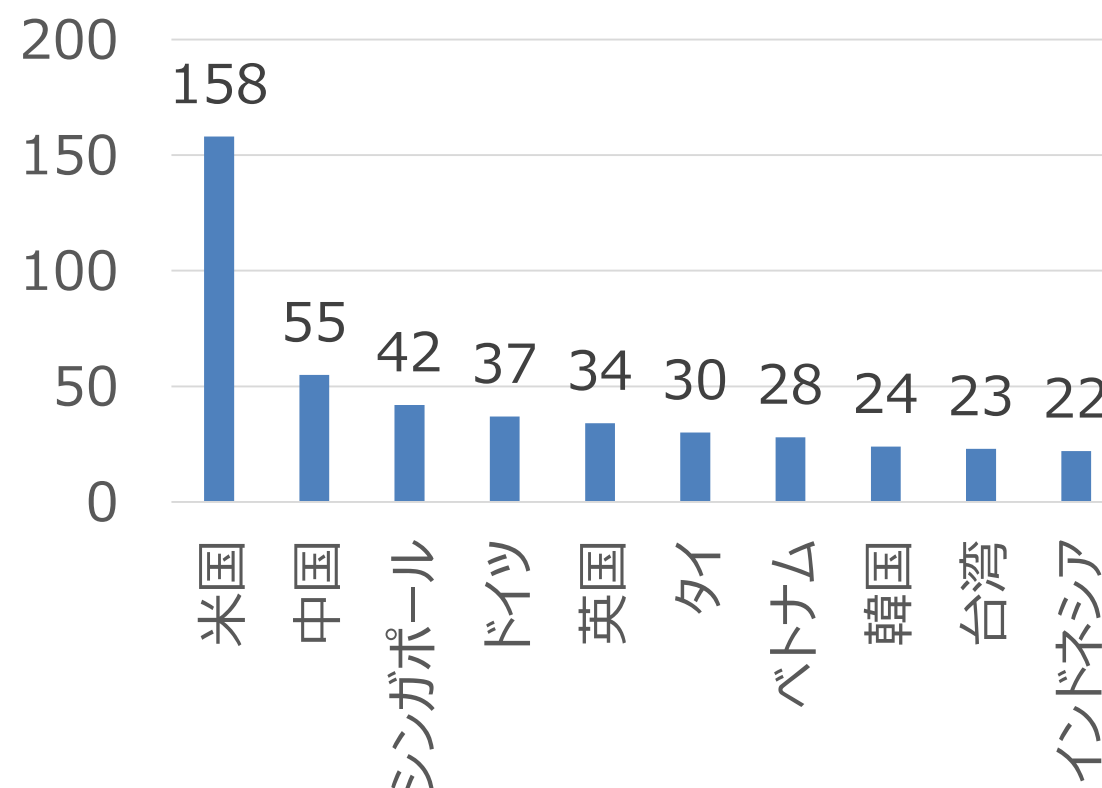
- 約55%の事業者が個人データを外国へ移転している。
- 米国への移転が多いが、中国、東南アジア諸国も上位を占めている。

越境移転の状況（事業者単位）



⇒約55%の事業者が越境移転を行っている。

移転先国・地域（上位10カ国）



(※) 1事業者につき、複数回答あり

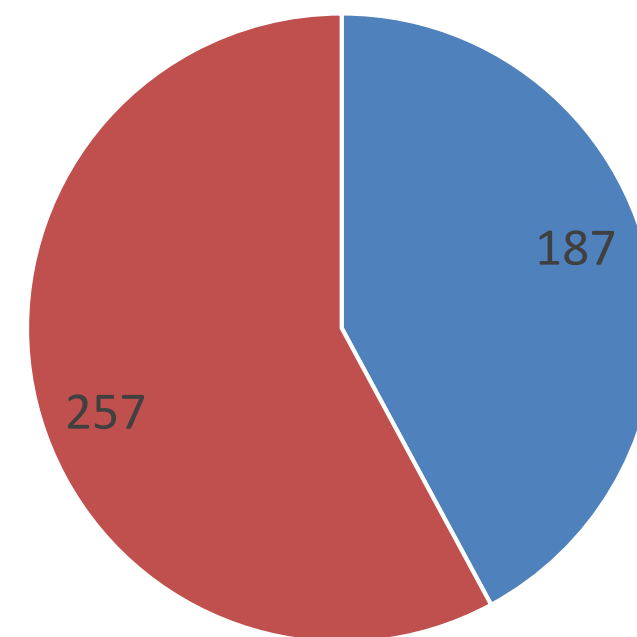
(参考) 越境移転先での個人データの保護・監督について

越境移転先の監督体制	
契約書等において、個人情報保護法に基づき求められる措置に相当する措置を個別に定めた上で、 定期的な書面による報告 を求めている	181
契約書等において、個人情報保護法に基づき求められる措置に相当する措置を個別に定めた上で、 定期的に実地調査 を実施している	70
契約書等で 我が国の個人情報保護法に従う旨を包括的に定めた上で、問題が生じた場合には通知等を受ける	160
契約書等で 我が国の個人情報保護法に従う旨を包括的に定めているものの、その遵守状況の確認なし	165
その他	161

越境移転先での個人データへのアクセス制御	
契約書等で アクセスできる範囲等を個別に設定し、業務上必要な者が業務上必要な場合にのみアクセスできる旨を定めている	189
個別ではないものの、契約書等において、業務上必要な者が業務上必要な場合にのみアクセスできる旨を定めている	328
文書による定めは特段ない	112
その他	92

越境移転先の保護水準	
移転先国・地域の法令水準	444
我が国の個人情報保護法水準	416
その他	57

移転先国・地域のOECD加盟状況



- 非OECD加盟国・地域
- OECD加盟国・地域

(※) 1事業者につき、越境移転毎に重複回答

4. 考察

統計的な信頼性には留意する必要があるが、得られた結果から、以下のような可能性が考えられる。

1. 自社保有の**個人データの保管先は国内や欧米諸国など安全性を重視して選定**されている一方、個人データの越境移転先は**ビジネス展開に合わせ、中国を含めたアジア諸国の割合が高くなる傾向**がみられるのではないか。
2. 中国への越境移転は、**どの業種においても一定程度**行われているのではないか。
3. 自社社員情報のみならず、顧客等の社外の者の個人データが越境移転されるケースも多いのではないか。その主要な目的は現地国での**顧客へのサービス提供、データ入力業務**などではないか。
4. 越境移転時には、**契約等で、移転先が適切に個人データを取扱うよう規定**されるケースが多いのではないか。他方で、実際に移転先において適正なデータ管理が行われているかどうか、**監査等によりフォローしている移転元は限定的**ではないか。
5. 我が国の個人情報保護水準ではなく、越境移転先国・地域の法令水準のみに則って移転された個人データの取扱いを規律することが相当多く、その中には**必ずしも十分な個人情報保護法令が整備されていないような国への移転**も含まれるのではないか。その場合、移転時に**本人同意を得る際に十分な情報が提供されていないケース**もあるのではないか。